

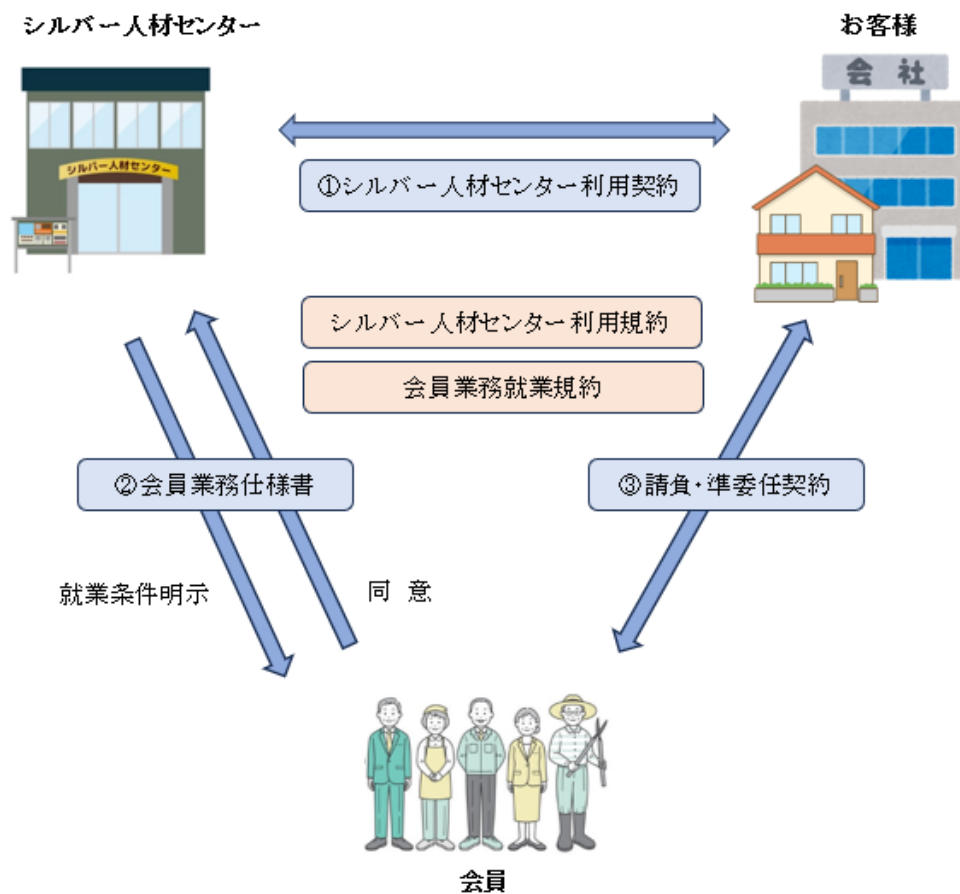
シルバー人材センター利用契約について

当センターでは、令和6年11月にフリーランス法が施行されたことを受け、フリーランスに該当するシルバー人材センターの会員に対する契約関係の見直しを行いました。シルバー人材センター（以下、「センター」という）を通してお客様と会員との間に直接的な請負契約関係が生じる包括的契約となります。

1 利用契約の流れ

- ① お客様は、「シルバー人材センター利用規約」と「会員業務仕様書」にご同意のうえ、センターと利用契約を締結します。
- ② センターは、利用契約をもとに「会員業務仕様書」を作成し、会員にフリーランス法に基づく就業条件の明示を行います。
- ③ 会員が「会員業務仕様書」に同意することで、お客様と会員との間に請負・準委任契約関係が生じる包括的契約が成立します。

【契約のイメージ図】



2 消費税の課税関係について

センターがお客様からいただく料金は、会員業務配分金(会員が受取る報酬分)とセンター業務委託料(センターの事務費等)の2つで構成されています。会員業務配分金は、センターを経由しお客様が会員に対して支払う形となります。会員は、基本的に消費税免税事業者に該当するため、会員業務配分金については適格請求書(インボイス)を発行することができません。センター業務委託料については、センターから適格請求書(インボイス)を発行いたします。

【消費税の課税関係のイメージ図】

